

# 第17回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和2年8月5日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和2年8月5日 午前10時01分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

## 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保			
3	岸正二			
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子			
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子			
8	下田三徳			
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子			
11	須田和敏			
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実			
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司			
17	廣瀬淳	○		
18	高・昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

## 渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美			農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席14番 石田 玉枝 委員  
議席15番 野村 隆 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之  
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信  
主 事 中嶋 辰哉  
農 林 課 主幹 石原 秀和

会 議 の 顛 末  
開 会 <午前9時30分>

事務局 おはようございます。  
総会に入る前に、ご報告いたします。  
現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議、現地調査等を縮小して行っております。また、4名の地区班長には、縮小体制期間中の会議等の欠席をお願いしております。  
それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いしたいと思います。

議 長 おはようございます。  
会議に入る前に、お願いがございます。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。  
令和2年度第17回渋川市農業委員会総会を開会いたします。  
皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。  
このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しております。  
早速ですが、議事に入ります。  
議事日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。  
議事録署名委員に、議席番号14番、石田玉枝委員、議席番号15番、野村隆委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号14番、石田玉枝委員と議席番号15番、野村隆委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明させていただきます。報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明させていただきます。報告書の3ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、

契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明させていただきます。報告書の5ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから10ページに記載の番号1番から16番までの16件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を野村隆第2班長、赤城、北橋地区を星

野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

先月の28日に実施いたしました、第2班、渋川、子持地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、青木明雄委員、事務局の中澤事務局長、吉田係長、中嶋主事と私、野村の5名でございました。

第4条による申請が2件、第5条の計画変更による申請が1件、第5条による申請が7件、合計10件でありました。

特に問題等のあった事案というのはございません。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議長

続いて、星野安久第2班長、お願いいたします。

1番

第2班、赤城、北橋地区の現地調査を報告いたします。

実施したのは、7月28日です。参加者は、新井正喜委員、山本会長、私、星野、事務局の狩野係長、山口主事の5名でした。

今回の赤城、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。

いずれも、特に問題のある所はありませんでした。

以上をもちまして、第2班の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第7、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、農林課の担当者から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページをご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いします。内容について、ご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。また、土地改良の事業途中で地番、面積が確定していない土地は、上段のかつこ書きが一時利用指定の仮地番及び面積、下段が従前の土地の地番及び面積となります。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、2名です。

一人目の方は、令和2年6月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は飼料作物で、牧草です。賃借権の設定等をする土地は6筆、面積は7,477平方メートル、土地の現在の権利関係は4名、設定する権利は使用賃借権、存続期間は10年です。

二人目の方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地は3筆、面積は3,450.33平方メートルです。一時利用指定の数値にしますと、3筆、面積3,366平方メートルになります。土地の現在の権利関係は2名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。  
協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること  
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による  
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号3の1番から3の7番の7件を上程し、審議いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申  
請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書の2ページの申請番号3の3番については、  
8月4日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお  
願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページから3  
ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のと  
おり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決  
定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の7番につきまして、権利関係、土地の所  
在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、  
議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び3の2番の2件につきましては、農業経営規  
模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合い  
が整いましたので申請されたものです。

続きまして、議案書の2ページ及び3ページをお願いします。

申請番号3の4番、3の6番及び3の7番につきましては、農業経  
営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の5番につきましては、営農型太陽光発電設備設置によ  
る区分地上権設定のための申請となります。

なお、申請番号3の4番及び3の5番につきましては、同一の申請地となっており、当申請地については第5条の申請も併せて提出されています。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の3番は取下げとのことですので、申請番号3の3番を除く、申請番号3の1番から3の7番の6件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の3番を除く、申請番号3の1番から3の7番の6件につきましては、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の3番を除く、申請番号3の1番から3の7番の6件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決

定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から4の3番の3件についてを審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件につきましては、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めま

す。申請番号1番の1件を上程し、審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名又は名称、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、令和元年11月18日付け指令により、賃貸住宅建築用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、予定していた融資が受けられなくなり、計画を実行できませんでした。一方、変更後法人は、申請地を建売分譲用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から5の13番の13件を上程し、審議いたしま

す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の9ページから12ページ関連です。議案書の9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会をお願いするものです。

申請番号5の1番から5の13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の10ページをお願いします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、JRの駅から約300メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。議案書の11ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、JRの駅から約260メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の9番は、JRの駅から約260メートルの所に位置し

ていることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の10番は、JRの駅から約260メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

議案書の12ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電設備の設置用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を7月28日に実施いたしました。結果については、お手元に配布いたしました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、転用目的が農業用施設用地であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まず始めに、申請番号5の11番の1件について審議いたします。

それでは、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して角田壽一委員にお願いします。

4 番

はい、議長。4番、角田。

議 長

はい、角田壽一委員。

4 番

調査は、7月28日に山本会長、大島会長職務代理者、高・農政部会長、高井眞佐実委員、茂木幸雄推進委員、私、角田、事務局の中澤局長、狩野係長の合計8名で実施いたしました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号5の11番の1件を審議いたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。  
議案第4号、申請番号5の11番の1件については、許可すること  
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の11番の1件については、議案のと  
おり許可することに決しました。  
続きまして、議案第4号、申請番号5の11番の1件を除く、申請  
番号5の1番から5の13番の12件について審議いたします。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。  
議案第4号、申請番号5の11番の1件を除く、申請番号5の1番  
から13番の12件については、許可することでご異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の  
決定についてを議題とし、議決を求めます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画  
の決定についてをご説明させていただきます。議案書の13ページを  
お願いします。  
農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いす  
るものでございます。内容について説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、子持地区、小野上地区、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年9月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が3人、借受人が3人、筆数が6筆、面積が4,475平方メートルです。この個別の内訳は、14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。  
議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めること  
で  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第17回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時01分>